

総合事業のサービス実施に伴う変更点チェックシート

総合事業のサービスを開始するにあたり、次の点について変更が必要となります。
つきましては、次の点について変更（作成）が済んでいるか、ご確認をお願いします。

1 現行相当サービス・緩和した基準によるサービスに共通する事項

(1) 定款の変更

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」を追加する。

※下線部は「第1号訪問事業」や「第1号通所事業」、「訪問介護相当サービス」等の具体的なサービス名等が書かれていても構いません。

(2) 運営規程の変更

事業の目的：「指定介護予防訪問介護及び第1号訪問事業（訪問介護相当サービス・生活援助型訪問サービス）」「指定介護予防通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス・ミニデイ型通所サービス）」のように、実施する具体的なサービス名称を記載してください。

利用料：根拠を変更する（参考例）

	(介護予防) 訪問介護・(介護予防) 通所介護	第1号訪問事業・第1号通所事業
サービス利用料(法定代理の対象外)	介護報酬告示上の額	千葉市長の定める第1号事業に要する費用の額
法定代理の対象	介護給付費の自己負担相当額	千葉市長の定める第1号事業に要する費用の額の自己負担相当額
その他	具体的に費用を記載してください。	具体的に費用を記載してください。

サービス名称：名称を変更する（参考例）

	介護予防サービス(従来)	現行相当サービス	緩和した基準によるサービス
訪問サービス	介護予防訪問介護	訪問介護相当サービス	生活援助型訪問サービス
通所サービス	介護予防通所介護	通所介護相当サービス	ミニデイ型通所サービス

サービス計画：名称を変更する（参考例）

	介護予防サービス(従来)	現行相当サービス	緩和した基準によるサービス
訪問サービス	介護予防訪問介護計画	訪問介護相当サービス計画	生活援助型訪問サービス計画
通所サービス	介護予防通所介護計画	通所介護相当サービス計画	ミニデイ型通所サービス計画

※その他、運営規程（参考例）を参考に必要な項目を追記してください。

なお、既存のサービスに係る運営規程が変更となる場合、変更後10日以内に変更届（一式）を提出してください。

(3) 重要事項説明書の変更⇒サービス名称やサービスの目的、利用料等を必要に応じて変更する。

※請求方法の一部が、これまでの包括報酬から、1回当たり単価に変更となります。

2 生活援助型訪問サービス

(1) 運営規程の変更（作成）

運営の方針、提供方法、内容：市の研修修了者が従事する場合は、当該修了者が実施する内容（生活援助）について記載する。

職員の職種、員数及び職務内容：「訪問事業責任者」を追加する。

※具体的な記載方法については、運営規程の参考例を参照してください。

3 ミニデイ型通所サービス

ア 運営規定の作成

※ミニデイ型通所サービスは、通所介護・通所介護相当サービスとの一体的運営を認めていないので、利用定員や人員基準について当該サービス単独で満たしていることをご確認ください。